改定前

栃木ヶ丘ゴルフ倶楽部〔会則〕

第1章　総則

第1条〔名称〕
本倶楽部は栃木ヶ丘ゴルフ倶楽部(以下倶楽部という)と称する。
第2条〔目的〕
倶楽部は、株式会社栃木ヶ丘ゴルフ倶楽部(以下会社という)が所有し経営するゴルフ場(以下ゴルフ場という)において、会員が快適なゴルフプレーを楽しみ、自らの健康増進と会員相互の親睦を図ることを目的とする。
第3条〔事務所〕
倶楽部の事務所は会社内に置く。

第2章　会員

第4条〔会員の種別〕
倶楽部の会員の種別は別表の通りとする。
第5条〔費用の負担〕
1　会員はその種別に応じて所定の年会費・諸料金を負担しなければならない。
2　年会費は、その対象期間を1月1日からその年の12月31日までとし、その年の1月1日現在の会員が1月31日までに支払う。
第6条〔会員の資格の喪失〕
会員は次の場合その資格を失う。
①　退会　②　除名
第7条〔懲戒〕
1　会員が次の各号のいずれかに該当する場合、理事会の決議により、戒告、会員資格の一定期間停止または除名することができる。
①　倶楽部の名誉を毀損し、または秩序を乱す行為をしたとき。
②　本会則その他倶楽部の定める規則に違反したとき。
③　その他、処分を適当とする行為があり、理事会が懲戒を決議したとき。
2　会社は、会員が次の各号のいずれかに該当する場合、除名することができる。
①　年会費その他の諸支払いを3ヶ月以上滞納したとき。
②　暴力団、暴力団関係団体その他の反社会的な諸団体の構成員又はその関係者若しくは関係者に準ずる者であると会社が認めたとき、またはこれらの者を同伴し、若しくは紹介したとき。
③　会社又は倶楽部の役員、従業員又は関係者に対し、脅迫的な言動、暴力を用いる行為、偽計もしくは威力を用いて業務を妨害する行為、暴力的要求行為、著しく不合理な要求又はこれらに準ずる行為をしたとき。
④　ゴルフ場の利用者又は関係者に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
⑤　入会申込書・経歴書・誓約書その他入会申込時の申告内容に虚偽があったとき。
3　会社は、除名処分を受けた会員の預託金を、当該会員が退会したものとした場合に預託金を返還すべきときに没収し、既納の年会費等は返還しない。
4　第2項の規定により除名処分を受けた会員は、前項の規定により預託金を没収されるまでの間は、未納年会費および除名処分を受けた以降の年会費を納入し、会社および理事会が承認したときは、会員に復活することができる。
第8条〔会員名簿〕
会社は倶楽部の会員名簿を発行する。

第3章　入会および退会

第9条〔会員資格の譲渡及び新規入会〕
1　第4条1項記載の会員は、その会員たる資格を譲渡(相続を含む。以下同じ)することができる。なお、未納年会費等がある場合には会員資格を譲渡することができない。
2　譲受人及び新規入会者は支配人面談の後、理事会の承認を得たうえ、所定の名義書換手数料もしくは所定の入会金を会社に支払うものとする。
3　倶楽部は、暴力団、暴力団関係団体その他の反社会的な諸団体の構成員又はその関係者若しくは関係者に準ずる者等を入会させず、且つ施設を利用させない。
4　会社は、必要に応じて名義変更手続きを停止することができる。
第10条〔法人会員〕
1　法人会員は、法人(グループ会社含む)の役職員の中から登録者を1名定めなければならない。
2　新登録者は、理事会の承認を得た後、所定の登録者変更手数料を会社に支払うものとする。
3　会社は、必要に応じて登録者変更手続きを停止することができる。
第11条〔預託金〕
1　預託金は平成27年11月末日(平成3年1月1日以降に名義変更により会員資格を取得した会員については平成32年11月末日、平成28年1月1日以降に名義変更により会員資格を取得した会員については入会時より10年後の応当日)まで据置き、退会を条件に次条の定めるところに従い償還するものとする。
2　預託金は無利息とする。
第12条〔退会〕
1　会員は倶楽部を退会することができる。この場合所定の手続により書面にて会社に届出るものとする。
2　会社は、平成27年以降(平成3年1月1日以降に名義変更により会員資格を取得した会員については平成32年以降、平成28年1月1日以降に名義変更により会員資格を取得した会員については入会時より10年後の応当日以降)、毎年11月末日限り、退会を条件に預託金を返還する。但し、当該年度の支払総額が下記償還原資を超える場合は、下記償還原資を下限として会社が定める額を、下記抽選方法により支払う。抽選に当選しなかった会員は、退会を撤回することができるが、退会を撤回しなかった場合は、会員としてのプレーは認めないものとする。なお、この場合も含めて、預託金には利息を付さない。

記

(償還原資)
金1000万円(但し、会社の直前の決算期における税引後当期利益に減価償却額を加算した金額の20%(別除権弁済額がある場合は、税引後当期利益に減価償却額を加算した金額から別除権弁済額を控除した額が上記20%の額を下回るときは、その額)を上限とする)。
(抽選方法)
会社において公正妥当なものとして定める抽選の方法による。なお、当選しなかった会員が退会を撤回せず翌年度再度抽選を行う場合においても、翌年度の退会者と平等に抽選を行う。
3　前項の返還に際し、未納の年会費等がある場合は、その相当額を相殺の上支払うものとする。

第4章　休会等

第13条〔休会〕
1　会員は、次の場合、会社に対し所定の手続きをした後、1年間に限り休会することができる。但し、①②③については、更新することができる。
①病気、怪我などにより会社がゴルフプレーをすることができないと認めたとき
②　家族の介護により会社がゴルフプレーをすることができないと認めたとき
③　産休または育休などにより会社がゴルフプレーをすることができないと認めたとき
④　会員の死亡
2　前項により、休会を認められた者に対し、会社は1年分の年会費の支払いを免除する。但し、休会期間経過後は年会費が発生するものとする。
3　休会期間中、会員としてプレーすることはできない。

第5章　役員

第14条〔役員〕
1　倶楽部は次の役員を置く。
理事長1名　理事　若干名　　委員　若干名
2　会社は、前項の役員の外、必要に応じて次の役員を倶楽部に置くことができる。
名誉理事　若干名　副理事長　若干名　キャプテン　若干名
3　役員は会社が委嘱する。
4　役員はすべて名誉職とし、その任期は2年とする。役員の再選は原則として5期までとする。
5　会社は、役員が倶楽部の名誉を棄損し、または秩序を乱す行為をしたとき、その他当該役職者として適切ではないと判断したときは、いつにても解嘱することができる。
第15条〔理事長〕
1　理事長は倶楽部を代表し理事会の会務を統轄する。
2　理事長は必要に応じて理事会を招集し、その議長となる。
3　理事長に差し支えある時は他の理事に職務を代行させることができる。
第16条〔副理事長及びキャプテン〕
副理事長及びキャプテンは理事長を補佐する。
第17条〔理事会〕
1　理事(理事長、副理事長及びキャプテンを含む。以下同じ)は理事会を構成し、理事会は理事の3分の2以上の出席により成立する。
2　理事会の決議は出席理事の過半数にて決し、可否同数の場合は議長が決する。
3　名誉理事は、理事会に出席し、助言をすることができる。
4　理事会は本会則に定める決議及び承認を行う外、倶楽部の運営を円滑にするため、倶楽部の運営に関するその他の事項を審議し、会社に提言する。
5　会社は、理事会に対し、年1回会計報告を行わなければならない。
第18条〔委員会〕
1　倶楽部に次の委員会を置く。
①　競技委員会　②ハンディキャップ委員会　③ハウス・コース委員会
④その他会社が定める委員会
2　委員長は、会社の推薦により理事長が委嘱する。委員長は理事とする。　←　削除
3競技委員会のもとに研修会を置く。
4研修会会長は、会社の推薦により理事長が委嘱する。
5　会社は、委員長または研修会会長が倶楽部の名誉を棄損し、または秩序を乱す行為をしたとき、その他当該役職者として適切ではないと判断したときは、いつにても解嘱することができる。
第19条〔事務局〕
1　会社内に、理事会および委員会の事務局を置く。
2　事務局長は、ゴルフ場支配人がその任にあたるものとする。

第6章　附則

第20条〔細則〕
必要な細則は会社が別にこれを定める。
第21条〔会則の変更〕
本会則の変更は会社取締役会ならびに理事会の決議によるものとする。
第22条〔施行〕
本会則は再生計画認可確定時より施行する。

改定日　令和5年1月1日

改定後

栃木ヶ丘ゴルフ倶楽部〔会則〕

第1章　総則

第1条〔名称〕
本倶楽部は栃木ヶ丘ゴルフ倶楽部(以下倶楽部という)と称する。
第2条〔目的〕
倶楽部は、株式会社栃木ヶ丘ゴルフ倶楽部(以下会社という)が所有し経営するゴルフ場(以下ゴルフ場という)において、会員が快適なゴルフプレーを楽しみ、自らの健康増進と会員相互の親睦を図ることを目的とする。
第3条〔事務所〕
倶楽部の事務所は会社内に置く。

第2章　会員

第4条〔会員の種別〕
倶楽部の会員の種別は別表の通りとする。
第5条〔費用の負担〕
1　会員はその種別に応じて所定の年会費・諸料金を負担しなければならない。
2　年会費は、その対象期間を1月1日からその年の12月31日までとし、その年の1月1日現在の会員が1月31日までに支払う。
第6条〔会員の資格の喪失〕
会員は次の場合その資格を失う。
①　退会　②　除名
第7条〔懲戒〕
1　会員が次の各号のいずれかに該当する場合、理事会の決議により、戒告、会員資格の一定期間停止または除名することができる。
①　倶楽部の名誉を毀損し、または秩序を乱す行為をしたとき。
②　本会則その他倶楽部の定める規則に違反したとき。
③　その他、処分を適当とする行為があり、理事会が懲戒を決議したとき。
2　会社は、会員が次の各号のいずれかに該当する場合、除名することができる。
①　年会費その他の諸支払いを3ヶ月以上滞納したとき。
②　暴力団、暴力団関係団体その他の反社会的な諸団体の構成員又はその関係者若しくは関係者に準ずる者であると会社が認めたとき、またはこれらの者を同伴し、若しくは紹介したとき。
③　会社又は倶楽部の役員、従業員又は関係者に対し、脅迫的な言動、暴力を用いる行為、偽計もしくは威力を用いて業務を妨害する行為、暴力的要求行為、著しく不合理な要求又はこれらに準ずる行為をしたとき。
④　ゴルフ場の利用者又は関係者に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
⑤　入会申込書・経歴書・誓約書その他入会申込時の申告内容に虚偽があったとき。
3　会社は、除名処分を受けた会員の預託金を、当該会員が退会したものとした場合に預託金を返還すべきときに没収し、既納の年会費等は返還しない。
4　第2項の規定により除名処分を受けた会員は、前項の規定により預託金を没収されるまでの間は、未納年会費および除名処分を受けた以降の年会費を納入し、会社および理事会が承認したときは、会員に復活することができる。
第8条〔会員名簿〕
会社は倶楽部の会員名簿を発行する。

第3章　入会および退会

第9条〔会員資格の譲渡及び新規入会〕
1　第4条1項記載の会員は、その会員たる資格を譲渡(相続を含む。以下同じ)することができる。なお、未納年会費等がある場合には会員資格を譲渡することができない。
2　譲受人及び新規入会者は支配人面談の後、理事会の承認を得たうえ、所定の名義書換手数料もしくは所定の入会金を会社に支払うものとする。
3　倶楽部は、暴力団、暴力団関係団体その他の反社会的な諸団体の構成員又はその関係者若しくは関係者に準ずる者等を入会させず、且つ施設を利用させない。
4　会社は、必要に応じて名義変更手続きを停止することができる。
第10条〔法人会員〕
1　法人会員は、法人(グループ会社含む)の役職員の中から登録者を1名定めなければならない。
2　新登録者は、理事会の承認を得た後、所定の登録者変更手数料を会社に支払うものとする。
3　会社は、必要に応じて登録者変更手続きを停止することができる。
第11条〔預託金〕
1　預託金は平成27年11月末日(平成3年1月1日以降に名義変更により会員資格を取得した会員については平成32年11月末日、平成 28 年 1 月 1 日以降に名義変更により会員資格を取得した会員については入会時より 10 年後の応当日)まで据置き、退会を条件に次条の定めるところに従い償還するものとする。
2　預託金は無利息とする。
第12条〔退会〕
1　会員は倶楽部を退会することができる。この場合所定の手続により書面にて会社に届出るものとする。
2　会社は、平成27年以降(平成3年1月1日以降に名義変更により会員資格を取得した会員については平成32年以降、平成 28 年 1 月 1 日以降に名義変更により会員資格を取得した会員については入会時より 10 年後の応当日以降)、毎年11月末日限り、退会を条件に預託金を返還する。但し、当該年度の支払総額が下記償還原資を超える場合は、下記償還原資を下限として会社が定める額を、下記抽選方法により支払う。抽選に当選しなかった会員は、退会を撤回することができるが、退会を撤回しなかった場合は、会員としてのプレーは認めないものとする。なお、この場合も含めて、預託金には利息を付さない。

記

(償還原資)
　金1000万円(但し、会社の直前の決算期における税引後当期利益に減価償却額を加算した金額の20%(別除権弁済額がある場合は、税引後当期利益に減価償却額を加算した金額から別除権弁済額を控除した額が上記20%の額を下回るときは、その額)を上限とする)。
(抽選方法)
会社において公正妥当なものとして定める抽選の方法による。なお、当選しなかった会員が退会を撤回せず翌年度再度抽選を行う場合においても、翌年度の退会者と平等に抽選を行う。
3　前項の返還に際し、未納の年会費等がある場合は、その相当額を相殺の上支払うものとする。

第4章　休会等

第13条〔休会〕
1　会員は、次の場合、会社に対し所定の手続きをした後、1年間に限り休会することができる。但し、①②③については、更新することができる。
　①病気、怪我などにより会社がゴルフプレーをすることができないと認めたとき
　　②　家族の介護により会社がゴルフプレーをすることができないと認めたとき
　　③　産休または育休などにより会社がゴルフプレーをすることができないと認めたとき
　　④　会員の死亡
2　前項により、休会を認められた者に対し、会社は1年分の年会費の支払いを免除する。但し、休会期間経過後は年会費が発生するものとする。
3　休会期間中、会員としてプレーすることはできない。

第5章　役員

第14条〔役員〕
1　倶楽部は次の役員を置く。
理事長1名　理事　若干名　　委員　若干名
2　会社は、前項の役員の外、必要に応じて次の役員を倶楽部に置くことができる。
　名誉理事　若干名　副理事長　若干名　キャプテン　若干名
3　役員は会社が委嘱する。
4　役員はすべて名誉職とし、その任期は2年とする。役員の再選は原則として5期までとする。
5　会社は、役員が倶楽部の名誉を棄損し、または秩序を乱す行為をしたとき、その他当該役職者として適切ではないと判断したときは、いつにても解嘱することができる。
第15条〔理事長〕
1　理事長は倶楽部を代表し理事会の会務を統轄する。
2　理事長は必要に応じて理事会を招集し、その議長となる。
3　理事長に差し支えある時は他の理事に職務を代行させることができる。
第16条〔副理事長及びキャプテン〕
副理事長及びキャプテンは理事長を補佐する。
第17条〔理事会〕
1　理事(理事長、副理事長及びキャプテンを含む。以下同じ)は理事会を構成し、理事会は理事の3分の2以上の出席により成立する。
2　理事会の決議は出席理事の過半数にて決し、可否同数の場合は議長が決する。
3　名誉理事は、理事会に出席し、助言をすることができる。
4　理事会は本会則に定める決議及び承認を行う外、倶楽部の運営を円滑にするため、倶楽部の運営に関するその他の事項を審議し、会社に提言する。
5　会社は、理事会に対し、年1回会計報告を行わなければならない。
第18条〔委員会〕
1　倶楽部に次の委員会を置く。
①　競技委員会　②ハンディキャップ委員会　③ハウス・コース委員会
④その他会社が定める委員会
2　委員長は、会社の推薦により理事長が委嘱する。
3競技委員会のもとに研修会を置く。
4 研修会会長は、会社の推薦により理事長が委嘱する。
5 会社は、委員長または研修会会長が倶楽部の名誉を棄損し、または秩序を乱す行為をしたとき、その他当該役職者として適切ではないと判断したときは、いつにても解嘱することができる。
第19条〔事務局〕
1　会社内に、理事会および委員会の事務局を置く。
2　事務局長は、ゴルフ場支配人がその任にあたるものとする。

第6章　附則

第20条〔細則〕
必要な細則は会社が別にこれを定める。
第21条〔会則の変更〕
本会則の変更は会社取締役会ならびに理事会の決議によるものとする。
第22条〔施行〕
本会則は再生計画認可確定時より施行する。

改定日　令和5年1月1日
改定日　令和5年12月1日